

姫路市上下水道事業管理者 種 谷 康

制限付一般競争入札について

満期メーター取替業務委託（単価契約）について制限付一般競争入札により契約を締結するので、姫路市上下水道局契約規程（令和4年姫路市上下水道局管理規程第7号）第2条の規定によりその例によることとされた姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定により下記のとおり公告する。

記

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 満期メーター取替業務委託（単価契約）
- (2) 履行場所 姫路市全域
- (3) 履行期間 令和7年（2025年）10月1日から令和10年（2028年）9月30日
- (4) 業務概要 検定満期に伴う水道メーター取替

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 姫路市上下水道局入札参加資格制限基準（令和4年4月1日制定。以下「入札制限基準」という。）第1項の規定によりその例によることとされた姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定。）に該当しない者

- (2) 姫路市上下水道局競争入札の参加資格等について（令和4年姫路市上下水道局告示第3号）第3項の規定によりその例によることとされた競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号。以下「告示」という。）第5項の規定により姫路市業者登録名簿（以下「業者登録名簿」という。）に登録され、かつ、次のすべての要件を満たすこと。

ア 業者登録名簿の役務提供業種のうち「設備等点検・保守」、詳細業種「水道設備」において競争入札に参加する資格を有し、かつ、次のa又はbに該当する者であること。

- a 給水装置数20万件以上の自治体において、口径13ミリメートルから200ミリメートルまでの水道メーター取替業務の年間契約を元請として受注した実績を有する者
- b 業者登録名簿に「市内業者」若しくは「準市内業者」として登録され、かつ、業種「管工事」において競争入札に参加する資格を有する者で、姫路市上下水道局競争入札の参加者の格付基準等について（令和5年姫路市上下水道局告示第20号）第1項の規定によりその例によることとされた競争入札の参加者の格付基準等について（令和5年姫路市告示

第135号)第1項の規定により、工事業種「管工事」においてAランクに該当する者。

イ 法人にあっては姫路市税（納税義務がある場合に限る。以下同じ。）、消費税（納税義務がある場合に限る。以下同じ。）及び地方消費税（納税義務がある場合に限る。以下同じ。）並びに法人税（納税義務がある場合に限る。以下同じ。）に滞納がない者、個人にあっては姫路市税、消費税及び地方消費税並びに所得税（納税義務がある場合に限る。以下同じ。）に滞納がない者

(3) 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者

ア 姫路市上下水道局指名停止等措置要綱（令和4年4月1日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者

イ 指名停止等措置要綱第3条第1項の規定によりその例によることとされた姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）第2条に規定する指名停止の措置要件に該当しない者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てを含む。）がなされていない者又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者

(6) 入札に参加しようとする者との関係が次のアからウまでのいずれにも該当しない者

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

a 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている関係

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

a 組合とその組合員

b 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが夫婦の関係である場合

- (7) 姫路市上下水道局が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（令和4年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第2条の規定によりその例によることとされた姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。）第3条各号に定める排除対象業者（以下「排除対象業者」という。）に該当しない者

3 制限付一般競争入札参加申込書等の配付の期間及び場所

配付期間	公告の日から令和7年（2025年）8月15日まで
配付場所	姫路市ホームページで提供 https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000031352.html

4 入札参加申込及び入札参加資格の審査

- (1) 本業務の入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次に掲げる書類等を姫路市上下水道事業管理者に提出し、第2項に掲げる入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けなければならない。

ア 制限付一般競争入札参加申込書（様式1）

イ 業務実績調書（様式2）

ウ 市税について未納がないことの納税証明書（公告日以降の原本。市税の納税義務がある場合に限る。）

エ 所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことの納税証明書（税務署様式その3の2）又は法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことの納税証明書（税務署様式その3の3）（公告日以降の原本）

オ 関連企業申告書（制限付一般競争入札用）（様式3）

カ 制限付一般競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）の返信用封筒（返信先を記載し、760円切手（簡易書留かつ速達に必要な料金分の切手）を貼った長3封筒又は790円切手（簡易書留かつ速達に必要な料金分の切手）を貼った角2封筒）

- (2) 参加希望者は、前号に掲げる書類を次号に示す受付期間及び受付場所に簡易書留にて郵送で提出しなければならない。

- (3) 入札参加申込の受付期間及び受付場所

受付期間	公告の日から令和7年（2025年）8月15日まで （姫路市の休日定める条例（平成5年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。）
------	--

受付場所	〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 姫路市上下水道局経営管理部上下水道サービス課（以下「上下水道サービス課」という。）
------	--

- (4) 入札参加資格は提出された書類により審査を行い、その結果は令和7年（2025年）8月19日を目途に、確認通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格がないと認められた者には、確認通知書にその理由を記載する。
- (6) 参加希望者は、入札参加資格がないと認めた理由について、本市に対し、説明を求めることができる。その場合には、令和7年（2025年）8月21日午後4時までに上下水道サービス課へその旨を記載した書面を提出すること。期日までに当該請求があった場合は、本市はこれに対し速やかに回答する。
- (7) 提出する書類の作成に係る費用は、参加希望者の負担とする。
- (8) 提出された書類は、返却しない。

5 仕様書等について

(1) 仕様書等の閲覧期間及び場所

閲覧期間	公告の日から令和7年（2025年）8月15日まで
閲覧の場所	姫路市ホームページで提供 https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000031352.html

- (2) 仕様書等の内容に関して質問しようとする参加希望者は、公告の日から令和7年（2025年）8月25日午後4時までに、指定の質疑書（様式4）に質問事項を入力し、ファイル名を入札参加者の商号又は名称に変更のうえ、上下水道サービス課のメールアドレスに添付ファイルとして電子メールで送信すること。（joge-service@city.himeji.hyogo.jp）
- 回答は、令和7年（2025年）8月27日午前9時から姫路市ホームページに掲載する。ただし、質問の内容に参加希望者を特定することができる記載があるときは、回答しない。

6 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	公告の日から令和7年（2025年）8月15日まで
契約条項を示す場所	姫路市ホームページで提供 （ https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000031352.html ）

7 入札及び開札の日時及び場所

入札及び開札の日時	令和7年（2025年）9月 1日 午前10時00分
入札及び開札の場所	姫路市安田四丁目1番地 姫路市上下水道局会議室（姫路市役所 東館3階）

8 入札保証金、契約保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金については、規則第5条第1項第4号の規定により免除する。
- (2) 契約保証金については、規則第29条の規定を適用する。

9 入札に関する事項

(1) 入札方法等

- ア 入札書は指定する様式（様式5）を使用すること。
- イ 入札を辞退する場合は、事前に理由を付した辞退届を提出すること。

(2) 入札に関する条件等

- ア 入札書に記載する金額は、1円単位とし、消費税及び地方消費税相当額は含めない。
- イ 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- ウ 最低制限価格の設定はない。
- エ 入札額が予定価格を超えた場合は、再度入札を行う。

(3) 関係法令の遵守

入札参加者は、刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）を遵守し、入札の公正、公平を害する行為を行わないこと。

(4) その他

上記のほか、入札書の記載方法等については、別紙「入札にあたっての注意事項」のとおりとする。

10 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格があると認定された確認通知書のない者がした入札、虚偽の内容を記載した制限付一般競争入札参加資格申込書等により入札参加を認められた者がした入札、その他入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札
- (3) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (4) 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- (5) 第2項第6号に定めるいずれかに該当する複数の者のした入札は、全て無効とする。ただし、該当する者のうち1者を除く他の全ての者が入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効としない。
- (6) 再度入札における入札金額が、初回の入札の最低金額と同額又はこれを超えた入札
- (7) 入札書に記名押印のない入札
- (8) 入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札
- (9) 金額を訂正した入札
- (10) 委任のある場合は、代理人の氏名又は押印のない入札書による入札及び委任状のない入札

(11) 第9項第1号及び第2号に規定する入札に関する条件等に違反する入札

1 1 落札者の決定

- (1) 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の制限の範囲内で入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある等契約の相手方として著しく不適當であるときは、その者を落札者としないことがある。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合はくじによって落札者を決定することとし、この場合においては、入札執行担当以外の市職員がくじをひき、落札者を決定する。

1 2 その他

- (1) 本業務についての説明会は実施しない。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 落札決定後、正当な理由なく契約を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者が契約締結までに、入札制限基準若しくは排除対象業者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (5) 落札者は、契約の締結までに、暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を姫路市上下水道事業管理者に提出しなければならない。